

令和 4 年度佐伯市決算に係る
健全化判断比率審査意見書

佐伯市監査委員



佐 監 第 75 号
令和 5 年 9 月 4 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

佐伯市監査委員 丸 山 京一郎

佐伯市監査委員 高 橋 圭 一

令和 4 年度佐伯市決算に係る健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度佐伯市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和4年度佐伯市決算に係る健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和4年度佐伯市決算に係る健全化判断比率

第2 審査の期間

令和5年8月10日から令和5年9月4日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された令和4年度佐伯市決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠し適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	前年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.10
連結実質赤字比率	—	—	—	17.10
実質公債費比率	9.7	8.7	1.0	25.0
将来負担比率	—	—	—	350.0

※ 表中の「—」は、当該比率がないことを示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和4年度決算に係る実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(2) 連結実質赤字比率について

令和4年度決算に係る連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(3) 実質公債費比率について

令和4年度決算に係る実質公債費比率は9.7%で、前年度に比べ1.0ポイント増加したが、早期健全化基準(25.0%)を下回り、良好な状態にあると認めた。

(4) 将来負担比率について

令和4年度決算に係る将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源を下回っているため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

①趣旨 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②算式 … 実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$

*実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

*標準財政規模：地方財政法に規定する標準的な規模の収入の額として算定した額

③対象となる会計 … 一般会計等

本市では、一般会計等とは、一般会計と特別会計の一部（飲料水供給事業特別会計、情報ネットワーク施設事業特別会計）が対象である。

④早期健全化基準 … 12.10%

実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

⑤財政再生基準 … 20.00%

実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

(2) 連結実質赤字比率

①趣旨 … 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

②算式 … 連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額} \left((A+B) - (C+D) \right)}{\text{標準財政規模}} \times 100$

*連結実質赤字額：次のA+Bの合計額がC+Dの合計額を超える場合の当該超える額

A 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・法非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

*実質黒字額：歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く。）が歳出を超える場合の当該超える額

③対象となる会計 … 一般会計等、各特別会計、公営企業会計

本市では、一般会計等（上記（1）に同じ。）、各特別会計（国民健康保険（事業勘定）、国民健康保険（直診勘定）、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業）及び公営企業会計（水道事業、下水道事業、地方卸売市場事業、大島航路事業、蒲江・深島航路事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、生活排水処理事業）が対象である。

④早期健全化基準 … 17.10%

連結実質赤字比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

⑤財政再生基準 … 30.00%

連結実質赤字比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

(3) 実質公債費比率

①趣旨 … 一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

②算式 … 実質公債費比率 =

$$\frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値として算出される。

③対象となる会計 … 一般会計等、各特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合

本市では、一般会計等(上記(1)に同じ。)、各特別会計(上記(2)に同じ。)、公営企業会計(上記(2)に同じ。)、一部事務組合(大分県消防補償等組合、大分県交通災害共済組合、大分県市町村会館管理組合)、広域連合(大分県後期高齢者医療広域連合)が対象となる。

④早期健全化基準 … 25.0%

実質公債費比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

⑤財政再生基準 … 35.0%

実質公債費比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。

(4) 将来負担比率

①趣旨 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

②算式 … 将来負担比率 =

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

*将来負担額の内容

A 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

C 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

D 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

- F 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- G 連結実質赤字額
- H 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

*将来負担額から控除されるもの

I A～Fに充当することができる地方自治法第241条の基金

J 特定財源見込額

K 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

③対象となる会計 … 一般会計等、各特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等

本市では、一般会計等（上記（1）に同じ。）、各特別会計（上記（2）に同じ。）、公営企業会計（上記（2）に同じ。）、一部事務組合（上記（3）に同じ。）、広域連合（上記（3）に同じ。）、第三セクター等（佐伯市中小企業振興資金）が対象となる。

④早期健全化基準 … 350.0%

将来負担比率が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め公表しなければならない。

⑤財政再生基準 … なし

将来負担比率が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め公表しなければならない。